

韓国(KR)における特許法改正の件

■1. 始めに

韓国の改正特許法は、2016年2月29日に公布されており、2017年3月1日に施行されます。実務上、重要な改正点を、ご報告させていただきます。

なお、本報告は送付時点における情報を基にしている点をご了承下さい。ご不明な点等ありましたら、随時お問合せ下さい。

■2. 主な改正点

- (1)出願の審査請求期間の短縮(法 59 条)
- (2)特許異議の申立て制度の再導入(法 132 条の 2~15 新設)
- (3)職権補正の範囲の拡大(法 66 条の 2)
- (4)職権再審査制度の導入(法 66 条の 3 新設)
- (5)無効審判における訂正請求の取下げ時期を規定(法 133 条の 2)

■3. 施行日

(1)につきましては、2017年3月1日以降の特許出願に適用されます。なお、優先権主張を伴ったパリ条約による出願に関しては、優先日ではなく、「KRにおける現実の出願日」が「2017年3月1日以降となる」特許出願に適用されます。また、国際出願からのKRへの国内移行案件に関しては、「国際出願日」が「2017年3月1日以降となる」特許出願に適用されます。

(2)につきましては、2017年3月1日以降に設定登録された特許権に適用されます。

(3)につきましては、2017年3月1日以降に特許査定される出願に適用されます。

(4)につきましては、2017年3月1日以降に特許査定された出願に適用されます。

(5)につきましては、2017年3月1日以降に訂正請求を行うものに適用されます。

■4. 項目別詳細説明

(1)出願の審査請求期間の短縮(法 59 条)

従来、出願の審査請求は、出願日から5年以内であれば行うことができました。

今回の改正では、審査請求期間が5年から3年に短縮されます。

今回の改正により、「出願は行ったが、審査請求が未だ行われていない案件」を減少でき、特許出願の最終的な査定時期の早期化が期待されます。このため、第三者による監視負担も軽減されると思われます。

(2)特許異議の申立て制度の再導入(法 132 条の 2~15 新設)

従来、2007年から、特許異議の申立て制度は廃止されていました。

今回の改正では、何人でも請求可能な特許異議の申立て制度が再導入されます。主な要件等は以下の通りです。

- ①請求人適格:何人も請求できる(ただし、匿名は認められない)(法 132 条の 2)
- ②請求対象:2017 年 3 月 1 日以降に設定登録された特許
- ③請求できる時期:特許権の設定登録がされ登録公告後6ヶ月以内(法 132 条の 2)
- ④請求できる理由:審査段階の拒絶理由のうち、「発明の成立性(産業上利用できる発明、保護対象)、新規性違反や進歩性違反(ただし、公知・公然実施を根拠とするもの、特許公報に掲載された先行技術のうちオフィスアクションにて言及された先行技術を根拠とするものは除く)、拡大先願、先願主義違反」に限る(法 132 条の 2)
- ⑤決定に対する不服申立手段:特許維持決定に対しては、不服申立はできない(法 132 条の 13)
特許取消決定に対しては、知的財産高等裁判所に提訴できる(法 132 条の 15)
- ⑥請求する際にかかる庁費用:今後、庁により制定されます

ここで、特許異議の申立て制度が再導入されたことにより、従来、無効審判において、「ただし、特許権の設定登録日から登録公告日後3月以内には何人も請求できる」とされていた但し書きの規定が今回の改正により削除されました。これにより、無効審判は、利害関係人又は審査官のみが請求可能となります。

今回の改正により、特許処分の見直しの機会を増やすことができ、瑕疵がある場合にはその是正を図ることができるようになります。これにより、有効ではない特許権が存続してしまうことを予防でき、特許に対する社会的な信頼を高めることができると思われます。

(3)職権補正の範囲の拡大(法 66 条の 2)

従来、特許査定がされる場合において、拒絶理由には該当しない明白な誤記がある場合にのみ、審査官が職権補正でき、その職権補正後に特許査定がされていました。このため、軽微な記載不備事項ではあるが、拒絶理由に該当する事項が含まれていると、審査官が職権補正できず、特許査定にならない又は特許査定になるまでの手続きが遅延していました。

今回の改正では、拒絶理由には該当しない明白な誤記がある場合だけでなく、拒絶理由に該当する記載不備事項が明白に誤って含まれている場合にも、審査官が職権補正できるように職権補正の範囲が拡大されます。

この内容は、通常の審査において特許査定がされる場合だけでなく、再審査を請求して、その後の再審査において特許査定が可能である場合にも適用されます。

また、前述のように職権補正の範囲を拡大するために、職権補正を行う必要があると判断された特許査定に関しては、「出願人が職権補正に同意しない場合には、特許査定を取り消す」という条件で特許査定され、その旨と職権補正に関する事項が出願人に通知されることとなります。出願人が職権補正に同意せず、特許査定が取り消された場合には、再び審査が開始されます。

今回の改正により、特許査定に際し、拒絶理由に該当する記載不備事項が含まれている場合には、審査官が職権補正でき、特許査定にならない又は特許査定になるまでの手続きが遅延してしまうことが抑制されると思われます。

(4) 職権再審査制度の導入(法 66 条の 3 新設)

従来、特許査定がされて特許が登録されるまでの間に、例えば、重大な瑕疵や明白な拒絶理由が発見された場合に、その特許処分が見直されることはありませんでした。

今回の改正では、特許査定がされて特許が登録されるまでの間に、重大な瑕疵や明白な拒絶理由(形式的な記載要件違反は除く)などが発見された場合には、特許査定が取り消され、職権による再審査が行われます。

今回の改正により、特許査定がされて特許が登録されるまでの間に、重大な瑕疵などが発見された場合に、特許処分の見直しが行われるようになります。これにより、重大な瑕疵や明白な拒絶理由などを包含した有効ではない特許権が存続してしまうことを予防でき、特許に対する社会的な信頼を高めることができると思われます。

(5) 無効審判における訂正請求の取下げ時期を規定(法 133 条の 2)

従来、無効審判における訂正請求の取下げ時期については、規定されておらず、無効審判が庁に係属中であればいつでも取り下げることができていました。

今回の改正では、無効審判における訂正請求の取下げは、①訂正請求の請求可能期間内(法 133 条の 2 第 1 項)、②①の期間の満了日から 1ヶ月までの期間内、③訂正請求が訂正要件を満たしていない場合に特許権者に与えられる意見書提出期間内に限り、行えるようになります。

今回の改正により、無効審判の審理中において、規定されていない時期に訂正請求が取り下げられることがなくなり、無効審判の審理対象が不測に変更されることが防止され、無効審判の審理の遅延が減少すると思われます。

以 上